

第8期 令和3年度 第2回

さいたま市地域自立支援協議会 次第

日時：令和3年11月15日(月)15時～17時

オンライン開催

○ 開 会

○ 議 題

1. 日中サービス支援型グループホームについて
2. 各専門部会の取組について
3. 地域生活支援拠点等について
4. 地域部会について

○ そ の 他

○ 閉 会

第8期 さいたま市地域自立支援協議会委員名簿
【任期:令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年間)】

	選出分野	所属及び職名	氏名	備考
1	市職員	浦和区役所 健康福祉部 参事 兼 支援課 課長	荒井 孝浩	
2	福祉事業従事者	社会福祉法人久美愛園 理事長	内田 富士夫	
3	当事者団体	一般社団法人さいたま市手をつなぐ育成会 代表理事	加藤 シゲヨ	
4	行政機関	浦和公共職業安定所 専門援助部門 統括職業指導官	加藤 美幸	
5	市職員	子ども家庭総合センター 所長 兼 保健福祉局 保健部 副理事	黒田 安計	
6	学識経験者	公益社団法人埼玉県社会福祉士会 理事	遅塚 昭彦	
7	市職員	保健福祉局 福祉部 参事 障害者総合支援センター所長事務取扱い	遠山 博司	
8	福祉事業従事者	社会福祉法人ささの会 総合施設長	長岡 洋行	
9	福祉事業従事者	コーディネーター連絡会議 議長 見沼区障害者生活支援センターやどかり 管理者	三石 麻友美	
10	市職員	保健福祉局保健所精神保健課 課長補佐 兼 相談・支援第2係長	山川 敬子	
11	福祉事業従事者	社会福祉法人いーはとーぶ 理事 兼 生活介護事業いーはとーぶ 施設長	山口 詩子	

◆令和3年度地域生活支援部会について◆

【今年度の取り組み】

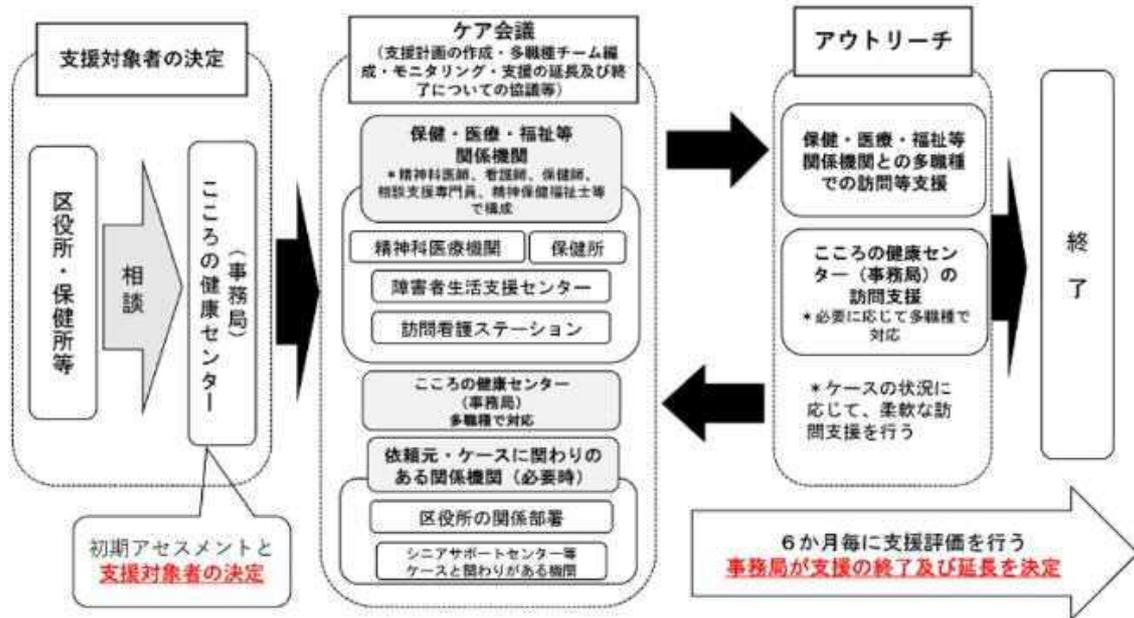
- ・引き続き、アウトリーチ事業について事例を重ね、検討を行う（対象者の選定・通常支援への移行、対象者の変化に対する評価等）
- ・アウトリーチ事業実施区の段階的拡大（毎年2区ずつ）

◆第1回 地域生活支援部会 （ R3.7.21 ）

- ・さいたま市精神障害者訪問支援（アウトリーチ）事業について（こころの健康センター）

令和1～2年度のモデル事業実績について報告した後、令和3年度以降の事業運営について意見交換を行った。本年度は、見沼区・緑区に続き、北区での拡大を進めている。

さいたま市精神障害者訪問支援（アウトリーチ）事業 システム図 【R3.4～】



- ・令和2（2020）年度 地域移行・地域定着支援連絡会議について（大須田委員）
 - 地域移行・地域定着支援連絡会議にて実施した市内6病院に対するアンケート
 - 新型コロナウイルス禍の感染予防の対応、退院の支援にかかわる新型コロナウイルスの影響 等
 - ピアサポーター事業について
 - 新型コロナウイルスの影響。ピアサポーターの倫理綱領と支援指針作りを開始。

◆令和 3 年度障害者虐待防止部会について◆

【今年度の取組】

- ・ 拡大する緊急一時保護等事業の効果的な活用方法について、コーディネーター連絡会議等と連携し、検討予定。
- ・ さいたま市障害者相談支援指針の改定について

◆第 1 回 障害者虐待防止部会 (R3.8.19)

- ・ 令和 2 年度障害者虐待統計の報告
 - ・ 障害者緊急一時保護等事業の活用方法の検討
→ 体験利用の対象者となり得る事例の検討
 - ① 虐待予防としての体験利用
 - ② 親元等からの自立としての体験利用
 - ・ 障害者相談支援指針の一部改訂について報告
→ 障害者緊急一時保護等事業の拡大による修正
→ 「障害者虐待の防止と対応の手引き（厚生労働省）」の変更による修正
-

◆令和3年度相談支援部会について◆

【今年度の取り組み】

- ・ 地域生活支援拠点の整備について
- ・ 相談支援体制の強化について

◆第1回 相談支援部会 (R3. 8. 31)

1 地域生活支援拠点について

本市における地域生活支援拠点の整備方針について意見交換を行った。

また、地域生活支援拠点に関する加算について定めた「さいたま市地域生活支援拠点事業実施要綱」を令和3年7月1日付けで施行したことを報告し、運用方法について意見交換を行った。

2 岩槻区地域部会からの意見について

第7期第6回地域自立支援協議会（令和3年3月12日）において、岩槻区地域部会から出された意見に対する回答案を協議した。

3 さいたま市障害者相談支援指針の一部改訂について

「さいたま市障害者緊急一時保護等事業実施要綱」改正に伴う修正、「障害者虐待の防止と対応の手引き（厚生労働省）」の変更に伴う修正について説明した。

4 さいたま市障害者緊急一時保護等事業に関するアンケート結果について（大須田委員）

障害者生活支援センターに対し実施した、障害者緊急一時保護等事業に関するアンケートの結果について報告した。

◆令和3年度子ども部会について◆

【今年度の取り組み】

医療的ケア児のアンケート結果から、引き続き本市の現状課題やニーズについて分析するとともに、今後の医療的ケア児の支援方法について検討を進める。

◆第1回 子ども部会 (R3.10.22)

医療的ケア児実態調査結果の公表について

令和元年度に実施した医療的ケア児実態調査結果を、さいたま市の医療的ケア児の現状について、市民の方々に広く関心を持っていただくきっかけとすることを目的として公表の検討をした。

公表内容・・・調査結果を報告書とその概要版としてまとめて公表。

公表方法・・・①市ホームページに掲載。

②調査にご協力いただいた特別支援学校へ提供。

公表時期・・・令和4年2～3月予定。

公表スケジュール・・・令和4年1月14日開催予定の第2回子ども部会にて公表内容や方法を確定し、その後公表。

医療的ケア児実態調査結果についての感想・意見交換

令和2年度までの子ども部会では、医療的ケアに関する施設や支援方法等についての情報把握の偏りや、資源の不足といった課題が出ていた。今年度、医療的ケア児実態調査結果の公表にあたり、報告書やその概要版についての感想や意見交換等を行った。

(主な意見等)

- ・調査にご協力いただいた特別支援学校の複数の保護者からは、今回の調査で自分たちの声を聴こうとしてくれたことで心が和らいたとの声があった。調査を実施したこと自体に大きな意味があったのではないか。
- ・自宅での主たる医療的ケア実施者が病気や外出等により、医療的ケアができない場合に、代わりに医療的ケアを依頼できる方がいないと回答している方が一定数いたことについては早急に対応すべきではないか。

さいたま市地域生活支援拠点事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の高齢化・重度化や親亡き後を見据え、障害者が住み慣れた地域において安心して生活ができるよう、関係機関の連携による切れ目のない支援を行う地域生活支援拠点の整備等を推進するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「地域生活支援拠点」とは、「地域生活支援拠点等の整備促進について」(平成29年7月7日障障発第0707第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)において示された地域生活支援拠点等のうち、次項に規定する機能を備えた複数の事業所・機関による面的な体制をいう。

2 この要綱において「地域生活支援拠点における機能」とは、次の各号に掲げる機能をいう。

- (1) 相談 さいたま市障害者生活支援センター設置要綱(平成18年さいたま市制定)第5条の規定による基幹相談支援センター(以下「基幹相談支援センター」という。)、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連携体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能
- (2) 緊急時の受入れ・対応 短期入所を活用した常時の緊急受け入れ態勢を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
- (3) 体験の機会・場 地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
- (4) 専門的人材の確保・養成 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能
- (5) 地域の体制づくり 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

(事業内容等)

第3条 地域生活支援拠点は、「地域生活支援拠点における機能」を担うため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚

生労働省告示第 523 号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成 24 年厚生労働省告示第 124 号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成 24 年厚生労働省告示第 125 号)及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成 24 年厚生労働省告示第 126 号)に基づき、地域生活支援拠点等に位置付けられていることが要件となっている加算の算定が可能な障害福祉サービス等(以下「拠点事業」という。)を実施する。

(実施主体等)

第 4 条 拠点事業の実施主体は、前条に規定する障害福祉サービス等を提供する事業所(以下「拠点事業所」という。)として市長が登録した者とする。

(利用者)

第 5 条 拠点事業の利用者は、さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例(平成 23 年さいたま市条例第 6 号。以下「ノーマライゼーション条例」という。)第 2 条第 4 号に規定する障害者とする。

(運営方法)

第 6 条 市は、拠点事業所が拠点事業を実施するため、ノーマライゼーション条例第 31 条第 1 項に規定するさいたま市地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)において、地域の現状分析や必要な機能の整理等について検討を行う。

(拠点事業所の登録)

第 7 条 第 4 条の規定による登録を受けようとする者(以下この条において「申請事業者」という。)は、拠点事業所を設置する区又は拠点事業を実施する区の基幹相談支援センターを通じて当該拠点事業所が担う機能等について、協議会に報告し、評価を受けるものとする。

2 前項の規定による評価を受けた申請事業者は、さいたま市地域生活支援拠点事業所登録申請書(様式第 1 号)に法人代表者等名簿及び誓約書(様式第 2 号)及び運営規定を添え、市長へ申請するものとする。

3 申請事業者は、前項の規定による申請(次条第 1 項の規定による変更の届出及び第 9 条第 1 項に規定する再開の届出を含む。)をするとき、原則として、第 2 条第 2 項第 5 号の規定による地域の体制づくりを含めて申請するものとする。

4 市長は、第 2 項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、登録の適否を決定し、20 日以内にさいたま市地域生活支援拠点事業所登録決定通知書(様式第 3 号)に

より通知するものとする。

- 5 市長は、前項の規定により拠点事業所として登録を行った事業者（以下「登録事業者」という。）について、その名称、所在地、法人名、営業日、営業時間等を公表するものとする。
- 6 登録事業者は、拠点事業所について、実施した事業の内容を記録し、5年間保存しなければならない。

（拠点事業所の変更の届出）

第8条 登録事業者は、登録の内容に変更が生じたときは、速やかにさいたま市地域生活支援拠点事業所登録変更届出書（様式第4号）に運営規定を添え、市長に提出するものとする。

- 2 前項の届出に当たっては、「地域生活支援拠点として担う機能」に変更があった場合は基幹相談支援センターを通じて協議会に報告するものとする。

（拠点事業所の廃止等）

第9条 登録事業者は、拠点事業所を廃止又は休止するときは、その1月前までにさいたま市地域生活支援拠点事業所廃止・休止・再開届出書（様式第5号。以下「廃止・休止・再開届出書」という。）を、再開したときは、その後10日以内に廃止・休止・再開届出書を市長に提出するものとする。

- 2 前項の届出に当たっては、基幹相談支援センターを通じて協議会に報告するものとする。

（調査等）

第10条 市長は、拠点事業の趣旨や担う役割を十分に理解し、適切な運用を図るよう、登録事業者に対して、各事業の運営状況に係る調査を必要に応じて適宜実施することができる。

- 2 市長は、登録事業者に対して、各事業の運営状況について、必要に応じて報告を求めることができる。

（登録事業者の取消し）

第11条 市長は登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取消することができる。

- (1) 拠点事業が継続できなくなったとき。
- (2) 不正又は虚偽の申請により登録決定されたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

(個人情報保護)

第12条 拠点事業所の職員又は職員であった者は、業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、さいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市条例第17号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に当たって必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）さいたま市長

届出者 所在地
事業者名
代表者名

さいたま市地域生活支援拠点事業所登録申請書

地域生活支援拠点の機能を担う事業所として、以下のとおり申請します。

開始年月日	年 月 日
事業所の名称	
事業所の所在地	
事業所の連絡先	電 話： F A X： E-mail：
事業所番号	
事業所の種類	
地域生活支援拠点として担う機能	1 相談 2 緊急時の受け入れ・対応 3 体験の機会・場 4 専門的人材の確保・養成 5 地域の体制づくり
地域生活支援拠点として担う機能の詳細	
備考	

※添付書類：運営規定

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

様

さいたま市長

さいたま市地域生活支援拠点事業所登録決定通知書

このことについて、以下の事業所を、地域生活支援拠点の機能を担う事業所として決定したので通知します。

開始年月日	年 月 日
事業所の名称	
事業所の所在地	
事業所の連絡先	電 話： F A X： E-mail：
事業所番号	
事業所の種類	
地域生活支援拠点として担う機能	1 相談 2 緊急時の受け入れ・対応 3 体験の機会・場 4 専門的人材の確保・養成 5 地域の体制づくり
地域生活支援拠点として担う機能の詳細	
備考	

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

（宛先）さいたま市長

届出者 所在地
事業者名
代表者名

さいたま市地域生活支援拠点事業所変更届出書

地域生活支援拠点の機能を担う事業所として変更がありましたので、以下のとおり届け出ます。

変更年月日	年 月 日
-------	-------

<変更内容（変更後の内容を記入）>

事業所の名称	
事業所の所在地	
事業所の連絡先	電 話： F A X： E-mail：
事業所番号	
事業所の種類	
地域生活支援拠点として担う機能	1 相談 2 緊急時の受け入れ・対応 3 体験の機会・場 4 専門的人材の確保・養成 5 地域の体制づくり
地域生活支援拠点として担う機能の詳細	
備考	

※添付書類：運営規定

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

（宛先）さいたま市長

届出者 所在地
事業者名
代表者名

さいたま市地域生活支援拠点事業所廃止・休止・再開届出書

地域生活支援拠点の機能を担う事業所として（廃止・休止・再開）しますので、以下のとおり届け出ます。

（廃止・休止・再開）日	年 月 日
-------------	-------

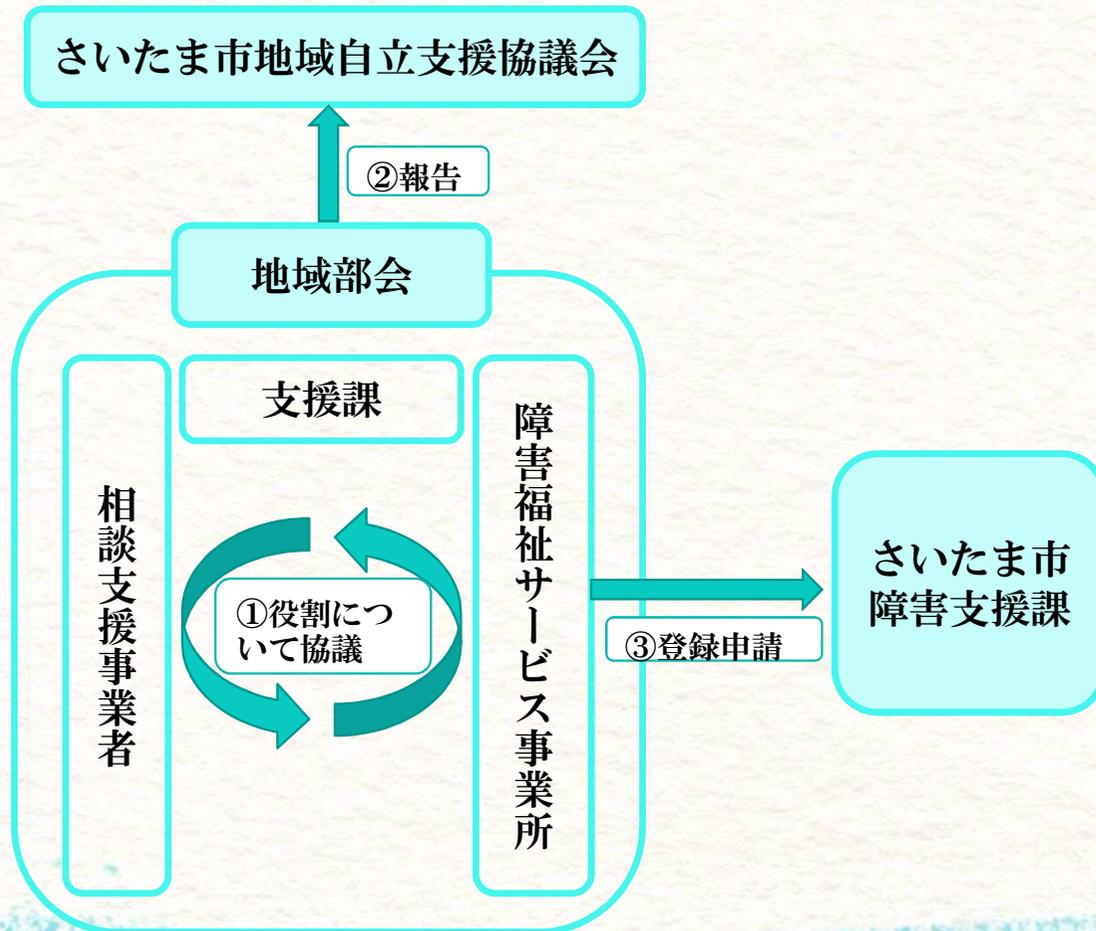
<（廃止・休止・再開）内容（（廃止・休止・再開）後の内容を記入）>

事業所の名称	
事業所の所在地	
事業所の連絡先	電 話： F A X： E-mail：
事業所番号	
事業所の種類	
地域生活支援拠点として担う機能	1 相談 2 緊急時の受け入れ・対応 3 体験の機会・場 4 専門的人材の確保・養成 5 地域の体制づくり
地域生活支援拠点として担う機能の詳細	
廃止・休止・再開する理由	

※添付書類：運営規定

地域生活支援拠点への登録手続き概要（案） （障害福祉サービス事業所）

資料 3 - 2

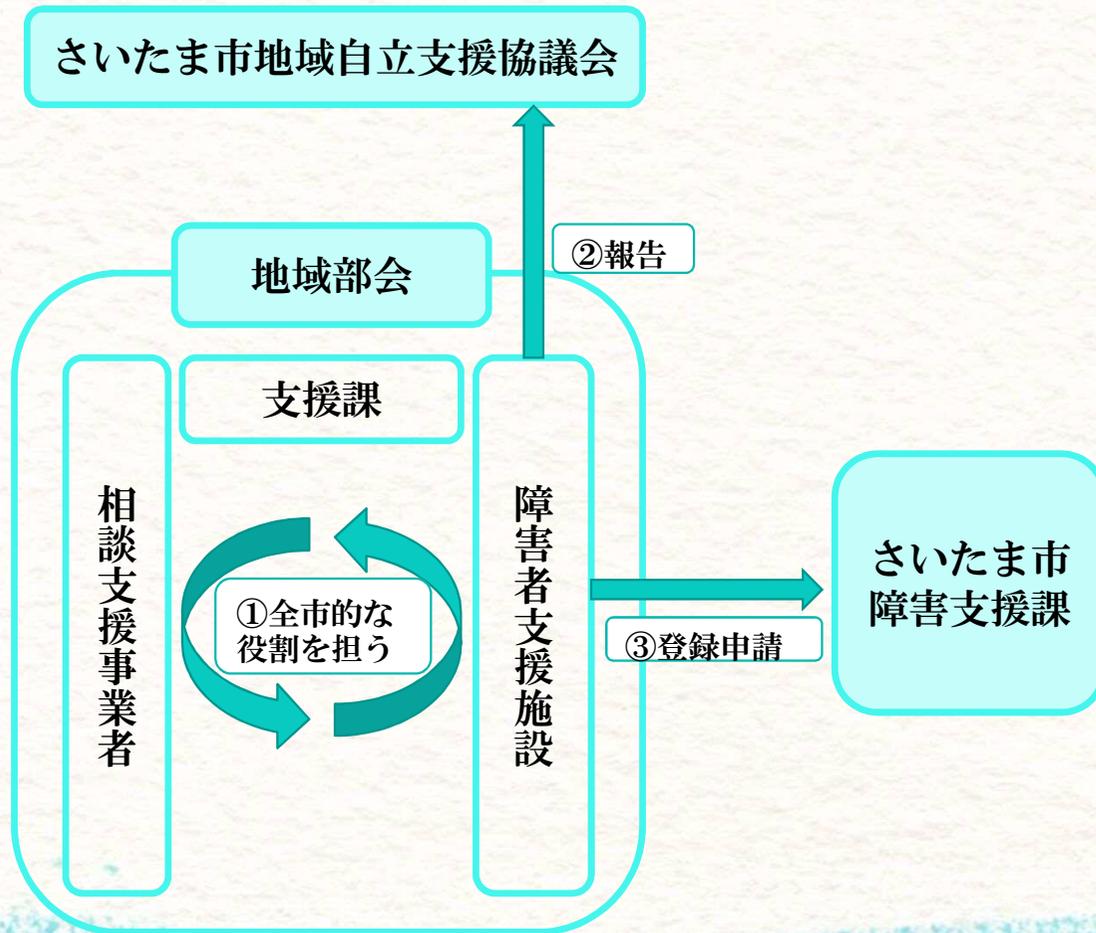


① 地域生活支援拠点に登録を希望する事業所は、地域部会に出席し、地域の中で担う役割について話し合いを行う

② 登録を希望する事業所名、サービス種別、地域生活支援拠点として担う役割等について、さいたま市地域自立支援協議会へ報告する(報告方法については検討中)

③ 登録申請書等をさいたま市障害支援課へ提出する

地域生活支援拠点への登録手続き概要（案） （障害者支援施設）



① 地域生活支援拠点に登録を希望する障害者支援施設は、事業所が所在する区
の地域部会で、全市的な役割を担うことを確認する。

② 直接さいたま市地域自立支援協議会出席し、拠点事業所として担う役割等について報告を行う。

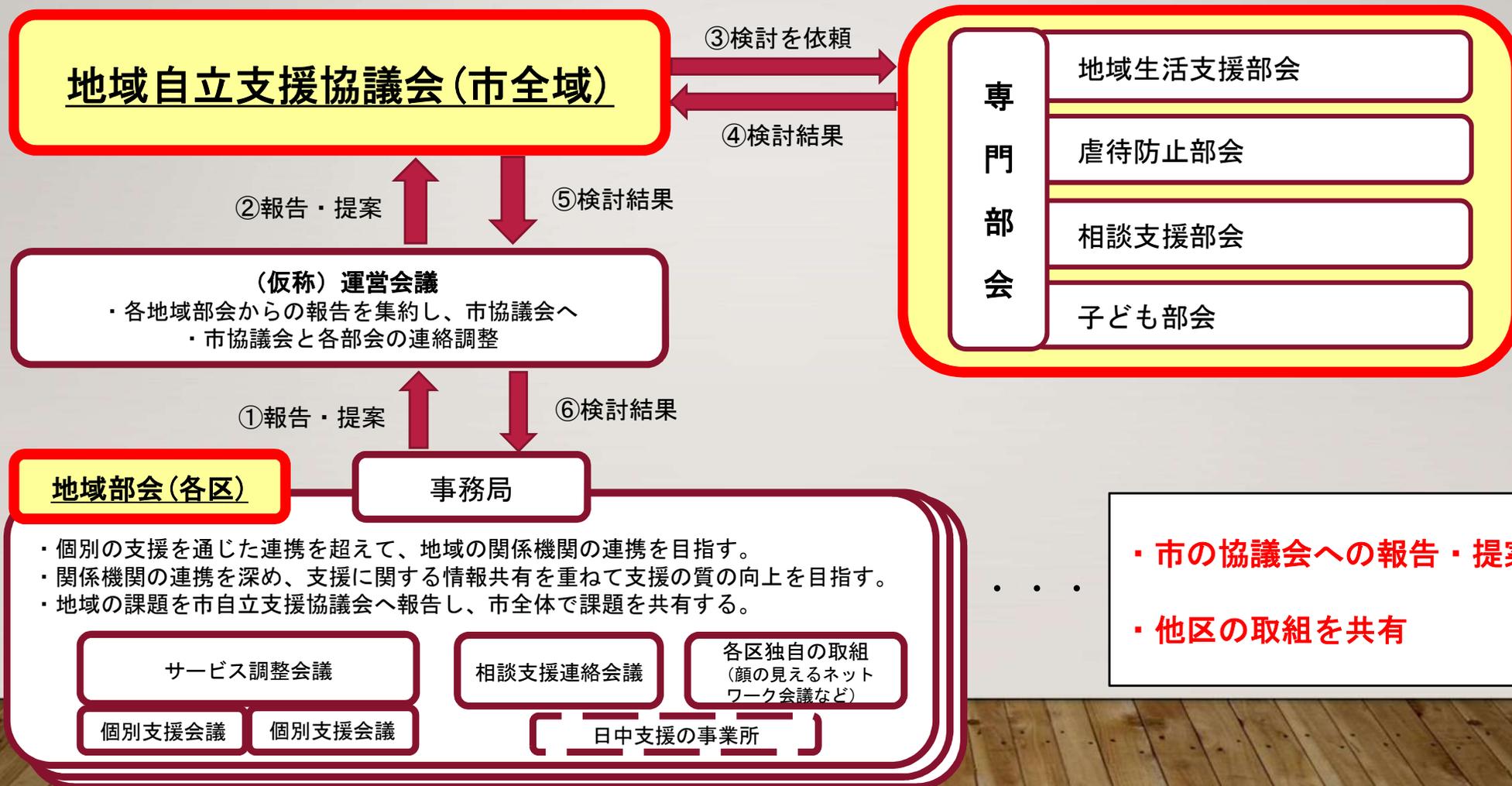
③ 登録申請書等をさいたま市障害支援課へ提出する

基幹相談支援センター・地域部会の設置について

さいたま市総合振興計画実施計画における「障害者の相談支援体制の強化事業」の目標である、基幹相談支援センターの設置について、令和3年10月から浦和区に追加設置（浦和区障害者生活支援センターやどかりに業務を委託）。

目標指標	実績		今後の見通し		
	～令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度～
基幹相談支援センターの設置	【2区】 ・中央区 ・南区	【3区目】 ・岩槻区 ※南区 (受託者変更)	【4区目】 ・浦和区 (R3.10～)	【5区目】 ・桜区(候補)	【6区目】 調整中
地域部会の設置	【1区】 ・岩槻区	【2区目】 ・中央区	【3、4区目】 ・浦和区 (R4.2予定) ・南区 (R4.1予定)	【5区目】 ・桜区(候補)	【6区目】 調整中

《地域部会の位置づけ（案）》



地域自立支援協議会における地域部会からの報告について

1. 地域部会の設置予定

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
新規	+ 1 区	+ 1 区	+ 2 区	+ 1 区	+ 1 区	+ 2 区	+ 2 区
合計	1 区	2 区	4 区	5 区	6 区	8 区	10 区

2. 各地域部会の報告の集約

地域部会が増えるに従い、全ての地域部会が地域自立支援協議会で意見を報告することが、時間的に困難になる

各地域部会の報告を集約する必要性

3. (仮称) 地域部会運営会議の開催方法 (案)

地域自立支援協議会(本協議会)の一月前を目途に(仮称)地域部会運営会議を開催し、幹事となる基幹相談支援センターが、他の基幹相談支援センターから意見を集約する。幹事となる基幹相談支援センターの代表者は地域自立支援協議会に出席し、集約した意見を報告する。

4. イメージ

